

平成 22 年 天草市農業委員会第 10 回総会議事録

平成 22 年 10 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市民センターに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（35 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	21 番	山本 隆久	君
2 番	滝下清三郎	君	22 番	浦上 廣幸	君
3 番		君	23 番		君
4 番	坂上 眞守	君	24 番	山田 昭則	君
5 番	梅本 秀幸	君	25 番	川峯 正美	君
6 番	福本 富人	君	26 番	佐藤 駿二	君
7 番	佐々木碩哉	君	27 番	池田 裕之	君
8 番	稲田 秀敏	君	28 番	川原 昭雄	君
9 番	鶴田 雄士	君	29 番	前田 達也	君
10 番	元島 正則	君	30 番		君
11 番	松岡 健吾	君	31 番	江良 邦勝	君
12 番	井上 哲晴	君	32 番	落合 正實	君
13 番	松本 明博	君	33 番	宮崎 義一	君
14 番	山本 友保	君	34 番	椎葉 次穂	君
15 番	森岡 一正	君	35 番	松原 高弘	君
16 番	大塚 宏	君	36 番	小堀田幸一	君
17 番	松川 兼光	君	37 番	戸谷 泰典	君
18 番	倉田 喜一	君	38 番	森本 文隆	君
19 番	川口 直	君			
20 番	原田 康盛	君			

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

3 番	川崎眞志男	君	30 番	小松 信男	君
23 番	平岡 秀樹	君			

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	事務局	吉田 直哉
主 幹	中村 政一	事務局	松村 康平
事務局	浦上 達也		

4、議事日程

開 会

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 議第 57 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議第 58 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議第 59 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議第 60 号 | 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等について |

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（森内健二君） 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただ今から平成22年第10回総会を開会いたします。はじめに、鬼塚会長からご挨拶をお願いします。

○会長（鬼塚猛清君） 皆さんこんにちは。残暑厳しい日が続いていましたが、今日明日頃から気候が変わって朝夕は冷え込んでくるということです。皆様方も体調を崩されないようにご活躍いただきたいと思います。本日の総会も最後までご協力をよろしく申し上げます。

○事務局（森内健二君） 本日は、3番川崎委員、23番平岡委員、30番小松委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。

○議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただきますことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 それでは、29番前田達也委員、31番江良邦勝委員を指名いたします。

○議長 日程第2、議第57号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各審議案件について一括して説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●町の譲受人●さんは、農業経営規模拡大のため●町の譲渡人●さんより、●町の田●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については住所地从農地までの距離は全て10キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲作をされる計画です。また、農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は全て耕作されており、また、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められます。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

2番について説明します。●町の譲受人●さんは、農業経営規模拡大のため●町の譲渡人●さんより、●町の田●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については住所地从農地までの距離は全て10キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲作をされる計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

○事務局 3番について説明します。●町の譲受人●さんは農業経営規模拡大のため、●市

の●さんより●町の田●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲作をされる計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

4番について説明します。●町の譲受人●さんは農業経営規模拡大のため、●町の●さんより●町の畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長 1番から順に担当委員より説明をお願いします。なお、担当案件が複数ある場合は一括して説明をお願いします。

○担当委員 ●番●です。1番について説明します。譲受人が耕作している水田に水を引くのに、申請地を経由して田越しで引くことが便利なので、譲渡人と話し合って合意ができたそうです。特別問題は無いと思いますが、ご審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○担当委員 ●番●です。2番について説明します。申請地は、現在譲受人が耕作しておられ、譲渡人と売買の合意ができたそうです。何も問題は無いと思います。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○担当委員 ●番●です。3番の件について説明します。譲受人は元●で、退職されてから熱心に農業をしておられます。今回、経営規模を拡大するため譲渡人に相談したところ、売買により合意ができたそうです。特別問題になるところは無いと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

○質問委員 ●番●です。経営面積が21アールとなっていますが、ほかに利用権設定等の耕作があるわけでしょうか。

○担当委員 ●番●です。現在の耕作面積は21アールですが、今回の購入面積が●㎡で、合

計すると天草市が定める下限面積 40 アールを超えているということでございます。

○議長 ●委員、よろしゅうございますか。

○質問委員 はい。判りました。

○議長 他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○担当委員 ●番●です。4番の件について説明します。申請地は先日まで●さんという方が耕作されておられたわけですが、高齢のため耕作を継続できないということで所有者に土地を返されたときに、隣接地で耕作をされている今回の譲受人との間で売買の合意ができたそうです。何ら問題になるところは無いと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第3、議第58号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●町の●さんは個人住宅を建築するため、●町の田●㎡を転用したいというものです。すでに住宅が建築されているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○担当委員 ●番●です。1番について説明いたします。位置図、現況写真は1ページから2ページになります。この地区は数年前に地籍調査が行われまして、昨年登記が完了した地区ですが、地籍調査のときに地目が畑のままだったとわかり、今回始末書をつけて申請されています。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番の件について説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●町の●さんは杉を植林するため、●町の田●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付されております。以下記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。2番について説明いたします。資料の3、4ページをご覧くださいと思います。現地は山すそで、左手にある水田は遊休化している状態です。耕作しにくい場所でもあり、杉を植林して管理したいということでありました。周囲の方の同意は取れています。審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件について説明をお願いします。

○事務局 3番について説明します。●町の●さんは食肉加工場、屋外バーベキュー施設及び自宅に付随する庭とするため、●町の田●㎡、畑●㎡を転用したいというものです。すでに店舗施設、庭用地とされているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております。基準に適合しています。

○担当委員 ●番●です。3番について説明いたします。資料の5、6ページをご覧ください。申請地は申請人の自宅の周囲になります。地目は田と畑になっていたようですが、私が記憶している限りでは以前から現在の状態だったと思います。申請人が畜産をされており、その食肉加工場と屋外バーベキュー施設、一部は居宅の庭用地となっております。店の関係で登記を確認したところ、農地のままだったということで始末書が付けてあります。審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番の件について説明をお願いします。

○事務局 4番について説明します。●町の●さんは牛舎を建設するため、●町の畑●㎡を転用したいというものです。すでに牛舎が建設されているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は農用地区域内となっております。農用地区域内の農地転用については、原則不許可ですが、農業振興地域の整

備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途である農業用施設にするために行われる転用については、農地法第4条第2項ただし書きにおいて許可できることとなっております。農用地利用計画における申請地の用途変更については農業振興課農政係に確認をしております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○担当委員 ●番●です。4番について説明いたします。場所等については資料の7、8ページをご覧ください。養豚の施設が多くある地区で、写真のとおり施設が完成しておりますので、始末書が付けてあります。「農業用施設だから申請しなくても良いのでは。」と勘違いしていたということで、大変申し訳なかったと言っておられました。周囲は遊休化している農地で同意も取れておりますので問題は無いと思いますが、審議をよろしく願います。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第4、議第59号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題いたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●町の譲受人●さんは、アパートを建設するため、●市の譲渡人●さん外3名より、●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。現在、コンクリートで固めて駐車場として利用されているため、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は、都市計画区域内の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は資金証明書が提出してあり適当です。また、隣接地に農地はありません。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。1番について説明いたします。資料をご覧いただきたいと思えます。申請地は7月に別の会社が事務所を建設するということで申請があり、許可相当ということで議決いただいていた土地ですが、申請人の都合で申請を取り下げられていた土地になります。今回は●会社が申請人となり、アパートを建設するということで申請がっております。地域的には市街地の中で住宅や店舗だけがある地域ですし、転用には特別問題は無いと思えますので審議をよろしく願います。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●町の借受人●さんは、個人住宅を建築するため、●町の貸渡人●さんより、●町の田●㎡のうち●㎡を分筆し、使用貸借により転用したいというものです。既に、駐車場及び通路として利用されており、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は、第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。2番について説明します。位置図及び写真は11ページと12ページにあります。申請人が、父親の土地を使用貸借で借受けて、個人住宅を建築したいという申請です。建物は建っていませんが駐車場と通路として利用されている関係で始末書が添付してあります。この地域は上下水道が入っていない地域ですので、ボーリングにより給水し、浄化槽による排水処理の後で水路へ放流ということでございました。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

○質問委員 ●番●です。資料の配置図ではよく分からないので、事務局に確認したいんですが、周囲には農地は無いんですか。

○事務局 お答えいたします。周囲に農地はございません。排水関係で区長さんの同意書は添付されております。

○議長 ●委員、よろしゅうございますか。

○質問委員 はい。わかりました。

○議長 他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 他に質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番につきまして説明をお願いします。

○事務局 3番について説明します。●町の譲受人●さんは、農地への道路とするため、●町の譲渡人●さんより●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。既に道路として利用されており、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、第2種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。3番について説明します。位置図及び写真は13ページと14ページにあります。譲受人の土地が道路から入った所があり、進入用の道路として利用するため転用したいというものです。隣接同意書と始末書が添付してあります。特に問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

- 議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。
- 質問委員 ●番●です。事務局説明の中で農地への道路にするためという説明がありましたが、13ページの配置図の中に農地が見当たりませんが、どうなっていますか。
- 担当委員 ●番●です。13ページの図面で説明しますと、右側が県道になっておりまして、左側の隣接地である申請人の雑種地の先に農地があります。図面の縮尺の関係で農地が記載されておりません。道路造成の前は農地への進入路が無く不便だったということでした。
- 議長 ●委員、よろしいでしょうか。
- 質問委員 わかりました。
- 議長 他に質疑はありませんか。
- (質疑なしの声あり)
- 議長 他に質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。
- それでは、4番につきまして説明をお願いします。
- 事務局 4番について説明します。●町の借受人●さんは、地域の公園とするため、●町の貸渡人●さん外2名より田●㎡と畑●㎡を使用貸借により転用したいというものです。
- 別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、造成については地域住民及び建設業者の廃土を利用するため資金は生じません。また、埋立てが1,000㎡を越えるため河川港湾課に開発行為の届出について協議中とのこと。また、隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。
- 担当委員 ●番●です。4番について説明します。位置図は15ページ、写真は16ページになります。●区長さんが貸受申請人となって所有者3名の方から使用貸借により土地を借り受け、地域の公園を造りたいというものです。申請地一帯は排水不良による湿田のため、長年耕作放棄地となっていました。区の集会の中で住民の要望もあって区長さんが中心となって話がまとまり、区民の総意で公園を造ろうということになったそうです。用途としては多目的広場、ゲートボール場、駐車場等でございます。隣接農地の同意書も付けてございます。よろしくご審議をお願いします。
- 議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。
- (質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。
- それでは、5番につきまして説明をお願いします。
- 事務局 5番について説明します。●町の借受人●さんは、個人住宅を建築するため、●町の貸渡人●さんより畑●㎡を使用貸借により転用したいというものです。
- 別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となって

おります。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。また、隣接農地の同意書が添付してあります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。5番について説明します。申請地は17、18ページの位置図と写真をご覧ください。貸渡人と借受人は親子でございまして、現在は一緒に暮らしておられますが、家が古くなったのと家が手狭になったということで、増築したいということでございました。増築することに伴い、家屋の一部と浄化槽を畑に設置することになったということでした。浄化槽からの処理水は道路側溝へ放流ということでございます。農地関係、放流関係の同意書も付けてございます。問題は無いものと思っておりますが、ご審議をよろしく願います。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番につきまして説明をお願いします。

○事務局 6番について説明します。●町の借受人●さんは住宅を建築するため、●町の●さんより●町の田●㎡を使用貸借により転用したいというものです。すでに住宅が建てられているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。6番について説明します。申請地は19、20ページの位置図と写真をご覧ください。場所は4条申請の1番のすぐそばで、借受人も4条申請者の子どもさんです。これも地籍調査の結果で農地に住宅を建てていたことが判り、申請がされているものです。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番につきまして説明をお願いします。

○事務局 7番について説明します。●町の譲受人●さんは倉庫及び駐車場とするため、●町の譲渡人●さんから●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。既に駐車場として利用されているため、始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付されております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。7番について説明します。場所等については資料の21、22ページを参照いただきたいと思います。譲受人が20数年前に家を建てられたときに駐車場が無いということで、自宅の前の申請地を借りて一部を駐車場に利用し、その後に家庭菜園として利用していた残地に倉庫まで造ってしまったという事でした。すみませんでしたということで始末書が付けてあります。ご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、8番につきまして説明をお願いします。

○事務局 8番について説明します。●町の譲受人●さんは住宅と農具倉庫を建築し、また耕作道と兼ねて奥の市道に繋がる道路として利用されていた部分とあわせて、●町の譲渡人●さんから●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。なお、この道路部分は現在市道への編入が協議されておりまして、担当課に確認したところ、合併前の旧町からの経緯もあり認められる予定ということでした。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付されております。以下記載のとおりとなっております。適合しております。

○担当委員 ●番●です。8番について説明します。資料の23、24ページをご覧ください。写真を見ていただくと、申請地の奥に譲受人が現在親御さんと同居している家が写っていますが、老朽化しているのと、昔の間取りで使い勝手が悪いので隣接地に住宅を建築するために譲渡人に土地の相談をしたところ、面積は少し広いけれどもまとめて購入して欲しいということだったそうです。また、23ページの配置図をご覧ください。下の方に道路と表示されている部分が譲受人の自宅前の県道から奥にある市道と繋がってしまっていて、この部分の面積が●㎡程ございます。譲受人は来年3月の定年を機に農業に専念したいということで、残地には住宅と一緒に農具倉庫等も計画しておられます。面積が多少広うございますのは、農業用の施設や通路部分と敷地の形の関係もございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 それでは、日程第5、議第60号農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等につ

いてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議第 60 号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1 番の●町の●さん他利用権の新規設定の計画が 11 件、再設定の計画が 10 件で、総面積は 57,352 ㎡となっております。

以上の計画は、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の第 4 の 1 の(1)の①のアに掲げる要件である、耕作または養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること等、各要件を満たしております。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。各担当委員より補足説明はありませんか。
(なしとの声あり)

○議長 それでは 1 番から 21 番までの件について質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、1 番から 21 番までの件につきましては、原案のとおり可決しました。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成 22 年天草市農業委員会第 10 回総会を閉会いたします。

午後 2 時 45 分

閉 会